

岩手県告示第 62 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量を実施する旨環境省東北地方環境事務所国立公園・保全整備課長から次のとおり通知があった。

平成 20 年 2 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 宮古市大字崎ヶ崎の一部及び宮古市大字崎山の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成 19 年 12 月 26 日から平成 20 年 3 月 3 日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（宮古姉ヶ崎集団施設地区・用地調査）